

軽自動車税(種別割)の減免が受けられる障がいの範囲

障害の区分		障害の程度			
		身体障害者等本人が運転する場合		生計を一にする者・常時介護する者が運転する場合	
		身体障害者	戦傷病者	身体障害者	戦傷病者
視覚障害		1級～4級	特別項症～第4項症	1級～4級	特別項症～第4項症
聴覚障害		2級、3級	特別項症～第4項症	2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能障害		3級	特別項症～第4項症	3級	特別項症～第4項症
音声機能障害		3級 (喉頭摘出による 音声機能障害が ある場合のみ)	特別項症～第2項症 (喉頭摘出による音声機 能障害がある場合のみ)	—	—
上肢不自由		1級、2級	特別項症～第4項症	1級、2級	特別項症～第4項症
下肢不自由		1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	1級～3級	特別項症～第4項症
体幹不自由		1～3級、5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	1級～3級	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	—	1級、2級	—
	移動機能	1級～6級	—	1級～3級	—
心臓・呼吸器・じん臓・ ぼうこう・直腸・小腸	機能障害	1級、3級	特別項症～第3項症	1級、3級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1級～3級	—	1級～3級	—
肝臓機能障害		1級～3級	特別項症～第3項症	1～3級	特別項症～第3項症
知的障がい者		その障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」)の方			
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る)に記載された障害等級が1級の方			

※障害が重複する場合は、個々の障害を総合的に判断した等級が手帳に記載されています。